

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業向け各種給付金・支援金のご案内

本案内は4月20日現在の情報となります。詳細な情報は各ホームページまたは商工会議所までお問い合わせください。

千葉県感染拡大防止対策協力金

協力要請期間	営業短縮 協力要請時間	支給額	申請開始	申請期限
第2弾 令和3年1月8日(金) ～令和3年2月7日(日)	【営業時間】20時まで 【酒類提供時間】19時まで	1店舗あたり 最大186万円	変更 【再延長】(対象 未申請の方) 郵送のみ▶4月23日(金)	変更 令和3年5月31日(月)
第3弾 令和3年2月8日(月) ～令和3年3月7日(日)	【営業時間】20時まで 【酒類提供時間】19時まで	1店舗あたり 一律168万円	令和3年3月10日(水)	変更 令和3年5月31日(月)
第4弾 令和3年3月8日(月) ～令和3年3月21日(日)	【営業時間】20時まで 【酒類提供時間】19時まで	1店舗あたり 最大84万円	令和3年3月26日(金)	変更 令和3年5月31日(月)
第5弾 令和3年3月22日(月) ～令和3年3月31日(水)	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	1店舗あたり 最大40万円 (1日4万円)	令和3年4月9日(金)	令和3年5月31日(月)
第6弾 変更 令和3年4月1日(木) ～令和3年4月19日(月)	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	変更 1店舗あたり 一律76万円 (1日4万円)	令和3年4月23日(金)	令和3年6月18日(金)
第7弾 新規 令和3年4月20日(火) ～令和3年5月11日(火) ※東金市は重点地域外の支援内容	【営業時間】21時まで 【酒類提供時間】20時まで	(全期間ご協力頂いた場合) 1店舗あたり 55万円～165万円 ※支給額は前年度又は前々年度の1日 あたりの売上高により変わります。	未発表	未発表

※第1弾は、東金市は対象外のため掲載しておりません。

1. 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、店舗ごとに支給する。

2. 対象要件(全期間共通)

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者(個人事業主を含む)
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと(終日休業を含む)。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

「申請要領・申請書類」の入手方法

【電子データによる入手】ポータルサイトから入手できます。(URL) <http://chiba-kyouryokukinn.com/>

【紙ベースによる入手】東金市内は、東金商工会館2階・東金市役所3階商工観光課・山武合同庁舎(県税事務所)の窓口で入手できます。

必ず「申請要領」の
確認をお願いします。



千葉県からの注意

千葉県感染拡大防止対策協力金の不正受給は犯罪です！

- ▶不正受給と判断されると…・支援金の金額に、不正受給の日から返還の日まで、**年利10.95%**の割合で算定した加算金を合わせて請求します。
- ・不正の内容が悪質な場合は、**刑事告訴**を行います。

問 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL 0570-003894 受付時間 9:00～18:00(土・日・祝含む)

中小法人・個人事業者 のための

一時支援金

緊急事態宣言の 影響緩和

1 概要

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(以下「一時支援金」という。)を給付いたします。なお、一時支援金の給付要件等は、今後、変更になる可能性があります。

2 対象要件

- ①緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者
- ★要件を満たせば業種や所在地を問わず給付対象です。
- ★千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。
- ★店舗単位・事業単位でなく、事業所単位で給付します。

3 給付額

給付額 <2020年又は2019年の対象期間の合計売上> - <2021年の対象月の売上×3ヶ月>

中小法人等	上限60万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限30万円	対象月	対象期間から任意に選択した月※

※対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

4 申込期限

令和3年5月31日(月)

6 申請書類

- ★一時支援金のホームページで詳細を確認ください。
- 「同意書・宣誓書」・「取引先情報一覧」・「確定申告書(複数年分)」・「売上台帳・請求書・領収書(複数年分)」・「対象月売上台帳」・「通帳の写し」・【法人】履歴事項全部証明書【個人】本人確認書の写し

6 事前登録について

- 登録確認機関は、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①事業を実施しているか ②給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- 当所会員企業は形式的な確認、非会員企業(東金市内に限る)は証拠書類を提出していただきます。
- 登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

7 申請方法

① yourselfで一時支援金のホームページにアクセスし、アカウント申請・登録を行う。【申請IDを発番】
※オンラインによる申請ID発番ができない方は、下記のサポートセンターをご利用ください。

② 確認機関で確認を受ける。
(1) 「電話」または「来所いただき対面」での確認を行います。
(2) 来所の際は必ずご予約下さい。※非会員企業は対面のみ
・個人事業主は代表者本人による確認です。(代理人不可)
・法人は代理人による確認は可能ですが委任状が必要です。
・東金商工会議所では会員企業及び非会員企業(東金市内に限る)の確認を行います。
・会員企業は形式的な確認ですが、非会員企業は帳簿、請求書、通帳の内容確認など実態確認を行います。

③ yourselfで、一時支援金のホームページから必要情報、書類を添付しオンラインで申請する。
※オンラインによる申請ができない方は、下記のサポートセンターをご利用ください。



問 一時支援金サポートセンター TEL 0120-211-240 受付時間 8:30～19:00(土・日・祝含む)